

政策4. 生活環境の健康

14 施策名 危機管理対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

国民保護計画に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

目的と施策の方針

対象

- ・市内全域（財産）と市民
- ・自然災害以外のあらゆる危機

意図

- ・危機に備えることができる
- ・対応できている

成 果 指 標	単 位
A：健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃から、メディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合【市民アンケート】	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	79.2%	成り行き値	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
		目標値	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃から、メディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合の成り行き値は、予測が困難であることから平成26年度の現状値に基づき、平成28年度以降平成31年度までの数値を80%としました。目標値は、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、今後も新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、日頃からの予防対策を進めることで、市民の意識の向上につながるものとして、平成31年度には85%を設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 新型インフルエンザ対策として、市の役割である予防接種を混乱なく市民に提供するため、関係者と連携し、訓練等の取り組みを行います。

◎ 施策の課題

- 新型インフルエンザ行動計画等に基づく事業の実施が必要です。
- 近年、国内ではデング熱、海外ではエボラ出血熱などのウィルス性感染症が発生、流行しました。このような事態への対策としての県域あるいは菊池地域における広域的な取り組みの検討が必要です。
- 家畜伝染病が菊池地域等で発生した場合は、県と連携した防疫体制の整備が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 新型インフルエンザの国内発生による緊急事態に適切に対応する体制の整備を目指します。
- 武力攻撃など有事の際や市民の安全を脅かす危機の発生に対し、災害対策本部の設置など、迅速に対応できる体制づくりを目指します。
- 危機管理対策基本方針に基づき、危機管理体制を確立します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、日頃から、メディア、市の防災放送、市ホームページ等から情報収集に努めます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、新型インフルエンザの国内での発生に際し、混乱なく市民に予防接種の機会を提供します。
- 市は、国民保護法による取り組みを実施します。

施策の展開(施策の柱)

47.危機管理対策



政策4. 生活環境の健康

15 施策名 防災対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

目的と施策の方針

対象

・市内全域と市民、観光客等

意図

・災害等から生命や財産を守る

成 果 指 標	単 位
A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合【市民アンケート】	%
B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合【市民アンケート】	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	34.4%	成り行き値	34.8%	35.0%	35.5%	36.0%
		目標値	35.5%	37.0%	38.5%	40.0%
B	37.5%	成り行き値	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
		目標値	42.0%	45.0%	47.0%	50.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合の成り行き値は、東日本大震災、異常気象の多発、台風の大型化、阿蘇山の噴火などの影響もあり、市民の意識の高まりが予測され、今後も僅かながら増加の傾向を示すと考えられることから、平成26年度の現状値を踏まえ、平成31年度36%と設定しました。

目標値は、防災意識の高揚に向けての啓発を強化することで、平成31年度の目標値を40%として設定しました。

B：職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合の成り行き値は、平成26年度の現状値のまま推移すると考え、平成31年度まで37.5%で設定しました。

目標値は、住民の防災意識の高揚に向けて、防災訓練、自主防災組織・消防団等への参加への取り組みを強化することで、平成31年度の目標値を50%として設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 毎年継続した、防災訓練や防災講習会を実施しています。
- 災害時要援護者避難支援計画について、要援護者名簿のシステム化を行いました。
- 異常気象（集中豪雨・竜巻・大型台風等）により、災害発生の危険度が高まっています。
- 生活様式の多様化に伴い、消防団員の確保が難しくなっています。

◎ 施策の課題

- 自主防災組織の設置率は、平成27年10月1日現在で68.8%と、県平均の73.4%を大きく下回っている状況です。県との共同による研修会等を通じて、組織設置率の向上を図ることが必要です。
- 消防団員の確保が課題です。
- 家庭における防災の取り組み（非常持ち出し袋の普及等）を進めることが必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地震、自然災害発生に対する、自助・共助・公助による防災体制を整備します。
- 災害に強いまちづくりに努めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、非常持ち出し袋の常備や非常食等の備蓄など、家庭や地域で災害に備えた取り組みを行います。
- 市民は、災害ボランティアに参加します。
- 市民は、総合防災訓練に参加します。
- 市民は、自主防災組織を結成し、加入します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組み、火災予防に対する施設の整備、啓発、広報を実施します。
- 市は、危険箇所に住む人々に関する説明、自主防災組織結成への働きかけを行います。
- 市は、避難体制を確立します。
- 市は、公共施設の耐震化、一般住宅・建築物の耐震診断への補助を実施します。

施策の展開(施策の柱)

48.災害予防対策

49.災害応急対策

50.災害復旧対策



政策4. 生活環境の健康

16 施策名 交通安全対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。

また、交通安全施設の整備を進めます。

目的と施策の方針

対象

・市民、市内道路の利用者

意図

・交通事故にあわない、
起こさないようにする

成 果 指 標	単 位
A：交通事故発生件数(人身事故) [別指標]	件
B：交通事故死亡者数（市民数） [別指標]	人
C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり） [別指標]	件

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	242件	成り行き値	242件	242件	242件	242件
		目標値	230件	230件	230件	230件
B	1人	成り行き値	1人	1人	1人	1人
		目標値	0人	0人	0人	0人
C	46.8件	成り行き値	47件	47件	47件	47件
		目標値	45件	45件	45件	45件

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：交通事故発生件数の成り行き値は、ここ数年交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、今後も人口は増加することが見込まれることから、平成26年度の基準とほぼ増減はないものと見込み、平成31年度までの数値を242件としました。

目標値は、地域の人たちによる交通安全ボランティアの取り組みの促進、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備充実、警察との連携強化による交通規制の強化を図ることで減少できると考えますが、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降の目標値を230件と設定しました。

B：交通事故死亡者数の成り行き値は、平成26年度の現状値1人で設定しました。

目標値は、今後増加が見込まれる高齢者を対象とした交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実、警察との連携強化によるシートベルト、ヘルメットの着用など、徹底して実施することにより死亡者を0人にする設定しました。

C：市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）の成り行き値については、もっとも直近の数値である平成26年度の現状値から47件を想定しました。

目標値は、交通事故件数の減少、人口、交通量の増加を考慮に入れ、平成28年度以降45件で設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・高齢者人口の増加に伴い、高齢者の交通事故件数の増加が懸念されます。
- ・交通法規の厳罰化が進められています。
- ・人口増加とともに、交通量が増える中においても、本市の交通事故発生件数は減少傾向にあります。

◎ 施策の課題

- ・高齢者及び児童・生徒の事故防止に向けた啓発活動の実施が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・交通事故防止のため人の安全対策、道路の安全対策、自転車対策を進め、交通安全対策の充実を図ります。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守します。
- 市民は、地域住民で自主的に交通安全教室を開くなど、危険箇所調査の実施と地元住民への周知を行います。
- 市民は、カーブミラー等の点検等に協力します。
- 市民は、小中学校児童生徒の登下校時の見守りや指導を行います。
- 市民は、生垣等の道路や歩道へのはみ出しを防止します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、交通安全環境の整備を行います。
- 市は、交通安全意識の啓発、教育を行います。
- 市は、公安委員会との連携を図り、地域の実情を踏まえ、交通安全施設の充実を図ります。

施策の展開(施策の柱)

51.交通安全意識の高揚

52.交通事故防止対策の推進



政策4. 生活環境の健康

17 施策名 防犯対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

目的と施策の方針

対象

・市内全域と市民、観光客等

意図

・犯罪被害にあわない、
起こさないようにする

成 果 指 標	単 位
A：刑法犯認知件数〔別指標〕	件
B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	333件	成り行き値	335件	340件	345件	350件
		目標値	280件	280件	280件	320件
B	40.7%	成り行き値	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		目標値	42.0%	45.0%	47.0%	50.0%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成25年度（294件）との比較では40件ほど増加しています。近隣には大型集客施設の立地や人の流入が多いなど犯罪率悪化の要因とされる地域的特色も見られることから、微増することが懸念され、平成31年度の数値を350件としました。

目標値は、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織（平成26年度末現在27団体）のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、平成31年度の目標値を320件としました。

B：犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成26年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み40%と設定しました。

目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、平成31年度の目標値を50%に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・自主防犯団体の増加（27団体）に伴い、地域における見守り活動が盛んになってきたことにより、長期的には刑法犯認知件数の減少につながっていると考えられます。
- ・平成22年度に「自転車等放置防止条例」を制定し、年間100台程度の放置自転車の処理を実施しており、住環境の保全と自転車盗などの軽犯罪防止に効果をあげていると考えられます。
- ・平成22年に設置した消費生活センターには、年間240～250件の相談が寄せられており、犯罪被害防止に大きく寄与しています。
- ・高齢者に対する犯罪やインターネットを利用した犯罪が多発するとともに、巧妙化しており、警察との連携がさらに必要です。

◎ 施策の課題

- ・自主防犯団体の連携を進める必要があります。
- ・自主防犯団体の構成員の高齢化、後継者不足に悩む団体があり、対策を急ぐ必要があります。
- ・道路沿いの樹木等による死角、不安箇所等を解消するため、枝などの伐採について、地権者に理解と協力を求めていく必要があります。
- ・消費生活センターの周知と市民への啓発が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・地域防犯力の醸成と組織の強化を図ります。
- ・安全な都市環境を整備します。
- ・防犯意識の高揚と防犯教育を推進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、地域危険箇所の確認、対応・情報提供と地域内防犯灯の設置・維持管理等を行います。
- 市民は、地域住民による自主防犯組織の結成や防犯パトロールの実施、近隣への声掛け運動、挨拶運動を行います。
- 市民は、子ども110番の家（プレート）等の設置に協力します。
- 市民は、自ら被害にあわないよう日頃から予防に取り組みます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、区（自治会）管理外の防犯灯の設置・維持管理等を行います。
- 市は、地域の防犯対応に対する支援を行います。
- 市は、警察や関係機関、関係団体との連携を図ります。
- 市は、高齢者や子どもへの啓発、指導や市民への防犯情報の提供と相談を実施します。

施策の展開(施策の柱)

53.防犯意識の高揚と地域防犯対策

54.防犯に関する環境整備

55.消費者保護の充実



政策4. 生活環境の健康

18 施策名 住環境の充実

◎ 第2次基本構想での施策の方針

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。

また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

目的と施策の方針

対象

・市民

意図

・快適な住環境で暮らすことができる

成 果 指 標	単 位
A：よい住環境であると答えた市民の割合〔市民アンケート〕	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	90.4%	成り行き値	90.3%	90.2%	90.1%	90.0%
		目標値	91.6%	92.2%	92.8%	93.4%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：よい住環境であると答えた市民の割合は、平成26年度の実績値では高い水準にあるが、公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情が増加すると想定すると、成り行き値は、微減すると考え、平成31年度を90.0%にしました。

目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に図り、市民との協働を進めることによって、よい住環境を整備できると考え、年度ごとに0.6%増をめざし、平成31年度を93.4%に設定しました。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・ 築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しているため今後改修が必要になります。
- ・ 超高齢化社会になってきているため、市営住宅の居住者も高齢化し、バリアフリー化を望む声がさらに強くなります。
- ・ 自衛隊演習場のヘリコプターの騒音に対する苦情が寄せられていますが、周辺の宅地化が進めばさらに多くなることが予想されます。
- ・ 市民一人当たりの公園面積は、平成23年度は国の基準を上回っていましたが、人口増加により基準を下回っています。また、遊具施設等の老朽化が進み改修等が必要になります。
- ・ 市の人口は増えていますが、一方で高齢化に伴う空き家等の増加もみられ、市としての対策が求められることが予想されます。
- ・ 悪臭や鳥獣被害、焼却による煙等の問題は、今後さらに深刻化することが懸念されます。

◎ 施策の課題

- ・ 市営住宅の長寿命化計画に基づく維持管理が必要です。
- ・ より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。
- ・ 公園の計画的な改修が必要です。
- ・ ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。
- ・ 荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・ 土地利用基本計画に基づき里山を保全します。(みどりの景観の保全より)
- ・ 快適な住環境をめざし、市民の身近な公共施設を計画的に更新します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、身近なところからよい住環境になるよう意識して行動します。
- 市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- 地域では、公共施設がみんなの施設であることを認識し、維持管理等に積極的に協力します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための取り組みを進めます。(啓発、指導を含む。)
- 市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- 市は、公害の防止について、法令等に基づき適切な指導を行います。

施策の展開(施策の柱)

56.環境衛生の充実

57.公営住宅の充実

58.公園など身近な住環境の整備とみどりの保全



政策4. 生活環境の健康

19 施策名 水環境の保全

◎ 第2次基本構想での施策の方針

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組めます。

目的と施策の方針

対象

・地下水、河川

意図

・良好な水質を保つ

成 果 指 標	単 位
A：市内河川のBOD*（測定地点）基準達成箇所数／測定地点数×100	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：「市内河川の測定地点のBOD*基準を達成した箇所の割合」は、すべての箇所で達成しています。今後生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値もそれを現状で維持できるものとして設定しました。

※BOD【biochemical oxygen demand】

生物化学的酸素要求量。水の汚染を表す指標のひとつ。好気性微生物が一定時間内に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。



◎ 施策の現状と今後の状況変化

- ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。
- ・平成24年度から雨水タンクの設置に対する補助事業を開始し、地下水保全のため普及促進に取り組んでいます。
- ・くまもと地下水財団や菊池川流域同盟に参画し、情報の交換等によって、地下水や河川の良好な水質の維持、向上を図っています。

◎ 施策の課題

- ・地下水かん養のための啓発や事業の推進が必要です。
- ・継続的な水質の維持管理が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- ・環境にやさしい水利用を推進します。
- ・良好な水質を維持します。
- ・地下水かん養を促進します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所等は、節水や地下水かん養に取り組みます。
- 農家は、低農薬、適正な施肥で地下水保全に努めます。
- 市民は、安全な水質を保つため、耕種農家と畜産農家の連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。
- 工業用水を利用する事業所は、工業用水の再利用や地下水かん養を行います。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、低農薬、有機質農業の啓発を行います。
- 市は、工業用水の再利用や地下水かん養の啓発を行います。
- 市は、水質汚濁防止法や公害防止協定及び環境保全協定に基づく検査や調査を行います。

施策の展開(施策の柱)

59.地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止



政策4. 生活環境の健康

20 施策名 水の安定供給と排水の浄化

◎ 第2次基本構想での施策の方針

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

目的と施策の方針

対象

- ・上水道施設
- ・下水道施設

意図

- ・良質な水を安定して供給する
- ・家庭等からの排水を適正に浄化する

成 果 指 標	単 位
A：上水道施設の故障による断水回数 [別指標]	回
B：上水道水源の水質基準達成箇所数／測定した水源数×100 [別指標]	%
C：下水道放流水の水質基準達成回数／検査回数×100 [別指標]	%

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	2回	成り行き値	4回	6回	8回	10回
		目標値	0回	0回	0回	0回
B	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%
C	100%	成り行き値	100%	100%	100%	100%
		目標値	100%	100%	100%	100%

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

- A：上水道施設の故障による断水回数の成り行き値は、施設の老朽化及び自然災害（落雷等）による故障の増加が予想されるため、毎年2回程度の断水の増加を見込みました。また、目標値については、水源や配水池等の整備を実施していくことや配水区域の調整を行うことにより、断水を未然に防ぐことが可能であると考え0回としました。
- B：上水道水源の水質基準達成箇所数の割合については、硝酸性窒素の値が高い傾向にある井戸がありますが、新規に水源を確保することによって、成り行き値、目標値の現状を維持することができるものと考え設定しました。
- C：下水道放流水の水質基準達成回数については、各処理施設に年間24回の法定検査を実施していますが、水質基準はすべての箇所で達成しています。処理水量は増加していますが、今後も適正な水質管理を行うことで、成り行き値、目標値とも現状を維持できるものとして設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 水道施設、下水道施設ともに建設から数十年が経過し老朽化しており、施設の改修や更新が必要になっています。
- 水道は100%地下水に依存していますが、硝酸性窒素の値が上昇傾向にある井戸があります。
- 下水道の普及率と水洗化率は、県下でも上位を占めています。

◎ 施策の課題

- 老朽化した水道施設の改修や更新並びに良好な水質、水量が確保できる新規水源の確保が必要です。
- 給水管の計画的な更新が必要です。
- 下水道施設の老朽化に伴う機械類を含む施設の改修や更新が必要です。
- 地下水かん養のための啓発や節水の推進が必要です。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行います。
- 基幹施設の改修や更新、耐震化を進めます。
- 地下水かん養や節水の推進を図ります。
- 良好な放流水質を維持します。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア) 市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所等は、節水や地下水かん養に取り組みます。
- 工業用水を利用する事業者は、工業用水の再利用を行います。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、水道水の安定供給を図るために配水池や水源を整備し、老朽化した配水管の敷設替えを計画的に行います。
- 市は、節水や地下水かん養の啓発を行います。
- 市は、下水道の整備や水洗化を促進します。
- 市は、工業用水の再利用の啓発を行います。

施策の展開(施策の柱)

60.水の安定供給

61.排水の浄化



政策4. 生活環境の健康

21 施策名 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

自然環境への負荷の低減を図るため、ごみ減量4R活動や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。

また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

目的と施策の方針

対象

- ・市民、市内事業所

意図

- ・廃棄物を減らす
- ・資源としてリサイクルする

成 果 指 標	単 位
A：一人当たりの廃棄物の量（年）〔別指標〕	kg
B：事業所から出る廃棄物の総排出量〔別指標〕	t
C：一人当たりのリサイクルした資源の量〔別指標〕	kg

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	198.1kg	成り行き値	198.5kg	199.0kg	199.5kg	200.0kg
		目標値	197.5kg	197.0kg	196.5kg	196.0kg
B	2,038 t	成り行き値	2,060t	2,100t	2,150t	2,200t
		目標値	2,000t	1,950t	1,900t	1,850t
C	39.7kg	成り行き値	39.0kg	38.0kg	37.5kg	37.0kg
		目標値	40.0kg	40.5kg	41.0kg	41.5kg

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：一人当たりの廃棄物の量(年)の成り行き値は、市民の減量化への取り組みも一定の定着を見ましたが、まだ関心を持たない市民や景気回復により購買力も高まることが予想され、多少の廃棄物の量の増加が見込まれるため、平成31年度の成り行き値を平成26年度水準より1日一人当たり1.9kg増の200.0kgに設定しました。

目標値は、エコまつりや資源物集団回収および生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、平成31年度196.0kgに設定しました。

B：事業所から出る廃棄物の総排出量の成り行き値は、事業所の増や景気回復による生産性の向上等も考慮して、平成31年度の成り行き値を2,200 tに設定しました。

目標値は、契約事業所の増により、廃棄物の排出量の増加が予想されますが、今後も廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源化の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、平成26年度の実績値を下回るとして、平成31年度の目標値を1,850 tに設定しました。

C：一人当たりのリサイクルした資源の量の成り行き値は、子ども会や老人会などの再生資源集団回収団体の回収量が減少傾向にあるため、平成31年度37.0kgに設定しました。

目標値は、市民と資源回収団体の積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考え、平成31年度の目標値を41.5kgに設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 人口が増えることにより廃棄物の量も増えることが懸念されます。
- 平成25年度の東部清掃工場の能力に対する利用率が97.4%に達し、焼却能力の限界に近づいているため、構成市町でさらなるごみの減量化への取り組みが求められます。
- 平成32年度までは現清掃工場での処理が可能となっていますが、新工場建設に向けて、環境アセスメントや用地確保を経て、平成30年度着工をめざします。
- 合志市は一般廃棄物処理手数料金が近隣市町と比較し安価であることから、総合的に検証し見直しを検討する必要があります。
- し尿及び浄化槽汚泥の量が減少していきます。

◎ 施策の課題

- 清掃工場等の状況や維持経費に関することなど、廃棄物処理に関する情報を市民に提供し、廃棄物の削減や意識の啓発、ごみ出しマナーの徹底を図るとともに、分別方法等を分かりやすく説明していく必要があります。
- ごみ分別のよりいっそうの徹底と、さらなるごみ減量化に取り組み、いかに一人当たりの廃棄物の量を抑えるかについて取り組みを強化する必要があります。
- 新環境工場等の建設に向けて、安全性を重視した整備を進めるとともに、より効率的で経済的な計画となるよう配慮する必要があります。
- 冷蔵庫などの大型家電や粗大ごみの不法投棄に対して、適切な処分の徹底を啓発していく必要があります。
- 本市としての適正な一般廃棄物処理手数料金を検討する必要があります。
- 廃棄物の発生を抑制するため、生ごみ処理機器のさらなる普及を促進する必要があります。
- 再生資源集団回収制度のさらなる普及と、常設の回収ボックスを設置するなど、より利便性が高い新たなシステムの構築を図っていく必要があります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 廃棄物の抑制や資源のリサイクルを促進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざします。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民は、必要以上にものを消費しないことや家電製品等を修理して使うことなど、廃棄物の発生を抑制します。
- 市民と事業所は、廃棄物の分別やごみの減量化に取り組みます。
- 地域では、ごみの再資源化に協力します。
- 市民は、ごみ出しのルールを遵守します。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、ごみ出しルールの徹底、分別やごみ減量に向けた市民や事業所への周知、指導助言を行います。
- 市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理(資源のリサイクル等)を行います。
- 市は、受益者負担の適正化を図ります。
- 県は、公共関与による産廃処理場等の整備を推進します。
- 国は、循環型社会を構築します。

施策の展開(施策の柱)

62.ごみの発生抑制とリサイクルの推進

63.廃棄物の適正処理

政策4. 生活環境の健康

22 施策名 地球温暖化防止対策の推進

◎ 第2次基本構想での施策の方針

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

目的と施策の方針

対象

・市民、事業所

意図

・CO2の排出量を削減する生活や事業活動を行う

成 果 指 標	単 位
A：地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合〔市民アンケート〕	%
B：地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合〔別指標〕	%
C：温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数〔別指標〕	事業所

成果指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	65.2%	成り行き値	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%
		目標値	65.6%	66.0%	66.5%	67.0%
B	89.6%	成り行き値	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
		目標値	90.0%	91.0%	92.0%	93.0%
C	13事業所	成り行き値	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所
		目標値	14事業所	15事業所	16事業所	17事業所

◎ 成果指標の目標設定とその根拠

A：地球温暖化防止に対する意識が高まっていますが、温暖化防止対策に取り組んでいる割合にあまり変化がありません。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度65.2%に設定しました。

目標値は、エコまつりや広報での周知、小中学校における環境教育等によって具体的な取り組みを進めてもらうことにより、平成31年度67.0%に設定しました。

B：市内事業所にアンケートを実施した結果であり、何らかの取り組みをしている事業所の割合に大きな変化はありません。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度90.0%に設定しました。

目標値は、エコまつりや広報での啓発により、平成31年度目標を93.0%に設定しました。

C：ISOやエコアクション21等に取り組む、具体的な数値を示すことが必要です。事務処理等に時間を要するために取り組みに至っていない事業所が多い状況です。成り行き値は、平成26年度現状値で推移していくとし、平成31年度13事業所に設定しました。

目標値は、環境問題に対する意識や関心の高まり、国の施策、事業所イメージ等により、取り組みが増えていくものと考え、平成31年度17事業所に設定しました。

◎ 施策の現状と今後の状況変化

- 地球の温暖化が進むと、植物などの生態系や地球環境の変化、北極圏を覆う氷や陸地の氷が溶けることが心配されます。
- 市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、積極的な取り組みにまで至っていません。節約意識の向上やマスメディアの影響により、徐々には取り組みが推進されると予想されます。
- 地球温暖化防止の取り組みについて、エコまつりの開催や広報での周知、小中学校における環境教育の取り組み等により、事業所や家庭における意識の高まりが期待されます。
- 市民の環境美化に対する意識の高まりでエコカー（ハイブリッド・電気自動車等）や低燃費車両の登録台数が増えていくことが考えられます。
- 太陽光発電システムを搭載した新築住宅件数が増えています。

◎ 施策の課題

- 市民アンケートによると、地球温暖化防止に対する関心は高いものの、取り組みにまでは至っていません。今後は、エコまつり等の事業を開催し具体的な取り組みを展開することにより、取り組みを増やす必要があります。
- 事業所でのCO2排出量は、生産活動との関連もあり単純比較は難しいですが、機器の取り替え等、状況に応じた取り組みを働きかける必要があります。
- 学校では、環境学習の時間等を利用して地球温暖化防止の取り組みについて、教育内容を充実する必要があります。
- 省電力対策として、防犯灯のLED化設置を推進する必要があります。

◎ 第1期基本計画での施策の方針

- 地球温暖化防止対策に取り組む世帯と事業所をさらに増やし、CO2削減に取り組みます。
- 小中学校における環境教育を進めます。

協働によるまちづくりの具体策(市民と行政の役割分担)

ア)市民(事業所、地域、団体)の役割

- 市民、事業所は、資源の無駄使いをしません。
- 市民、事業所は太陽光発電、太陽熱温水器、節電、省エネ家電への切り替え、エコ運転等を実際に行います。
- 市民、地域、団体は地球温暖化防止対策に取り組みます。
- 地域、団体は地球温暖化防止対策の普及・啓発を進めます。

イ)行政の役割(市がやるべきこと)

- 市は、市民への地球温暖化防止対策の普及・啓発を進めると同時に、太陽光発電や節電、省エネ家電やエコカーへの切り替え等、CO2削減に取り組みます。
- 市は、子どもを対象とした環境学習を進めます。
- 国、県、市は、市民が行う地球温暖化防止対策に対し、支援を行います。

施策の展開(施策の柱)

64.地球温暖化防止対策の推進

